

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

			資料番号	19	担当課	障がい福祉課
法令名	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	根拠条項	第26条の4	不利益処分の種類	特別障害者手当の支給の調整	
<p>○特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (支給の調整) 第二十六条の四 手当は、手当の支給要件に該当する者が、障害を支給事由とする給付であつて、手当に相当するものとして政令で定めるものを受けることができるときは、その価額の限度で支給しない。ただし、その全額につきその支給が停止されているときは、この限りでない。</p> <p>○別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令 (法第二十六条の四の政令で定める給付) 第十条 法第二十六条の四に規定する障害を支給事由とする給付であつて、手当に相当するものとして政令で定めるものは、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）に基づく介護手当とする。</p>						